

子どもの笑顔が未来を照らす

11月は児童虐待防止推進月間です

令和3年度に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、20万7659件(速報値)で、年々増加しています。児童虐待の未然防止や早期発見・対応のために、子育てで悩んだり、身近に心配な子どもがいたりしたら、すぐに相談してください。

相談・問合せ

子ども家庭総合センター
☎(3802)3765
※来所相談は、原則として事前予約が必要です



児童虐待とは

※児童虐待は法律で禁止されています

身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、しつけと称した体罰等

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)等

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする等

いつでも相談可能な窓口(24時間・年中無休)

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189

虐待を受けていると思われる子どもがいる場合、すぐに児童相談所に通報・相談できます。

あらかわキッズ・マザーズコール24

☎0120(536)883

育児や妊娠・出産の悩みを看護師等の専門スタッフに相談できます。

「もしかして?」ためらわないで! 189

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

区では、児童虐待防止推進月間の活動の一環として、11月15日(火)・17日(木)・19日(土)午後7時35分~8時にあらかわ遊園の観覧車をオレンジ色にライトアップします。

※16日(水)・18日(金)・20日(日)は、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップします



子ども家庭総合センターに相談してください

子ども家庭総合センターは、子育てで心配なこと等を、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談機関です。相談には、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師等の専門スタッフが、地域に寄り添った支援体制で対応しています。必要に応じて、学校や民生・児童委員等の関係機関と連携し、家庭を支援します。

保護者からの相談例

- ▶ 子育ての協力者がいない ▶ 不登校や思春期で困っている
- ▶ いらいらして子どもにつらくあたってしまう
- ▶ 子どもが家出したり無断で外泊したりする 等

子どもからの相談例

- ▶ 家に帰るのが怖い ▶ 学校に行きたくない
- ▶ 友だちにいじめられる 等

ほかにも、次のような取り組みを行っています

里親制度

さまざまな事情により保護者と一緒に生活ができない子どもを、家族の一員として家庭に迎える「里親制度」を推進しています(2面参照)。

ショートステイ

保護者の病気・出産・育児疲れ等で中学生までの子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊または日帰りで、ショートステイを利用できます。